

令和 6 年 2 月

第 19 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 条例 >

- 議案第 2 2 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 3 号 尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 4 号 尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 5 号 尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 議案第 2 6 号 地方自治法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 2 7 号 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 8 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 9 号 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 0 号 尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 3 1 号 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 2 号 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 3 号 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 4 号 尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市暴力団排除活動支援基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 5 号 尼崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 6 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 7 号 尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例及び尼崎市 J R 塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条

例の一部を改正する条例について

議案第38号 尼崎市道意町7丁目中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について

議案第39号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第40号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第41号 尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

<その他>

議案第42号 包括外部監査契約の締結について

議案第43号 指定管理者の指定について（総合老人福祉センター、鶴の巣園、千代木園、福喜園及びワークセンター和楽園）

議案第44号 工事請負契約について（休日夜間急病診療所新築工事）

議案第45号 訴えの提起について（不当利得返還請求事件）

議案第46号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）

条 例

議案第 22 号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 5 項ただし書中「第 1 項第 3 号」を「第 1 項第 1 号又は第 3 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

固定資産税の職権による減免を行うことができる事由を追加するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 23 号

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

尼崎市事務分掌条例（昭和 42 年尼崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条秘書室の項に次の 2 号を加える。

- (2) 広報に関する事項
- (3) 国際交流に関する事項

第 1 条総合政策局の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 9 号を削る。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

行政需要に即応する体制の確立を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 2 4 号

尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例
の一部を改正する条例について

尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例
の一部を改正する条例

尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（令和 3
年尼崎市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 3 条から前条までの規定は、次」を「次の各号」に改め、
「ついては」の次に「、当該各号に定める規定は」を加え、同条第 1 号
中「もの」を「もの 第 3 条から前条までの規定」に改め、同条第 2 号
中「行政手続等のうち当該行政手続等」を「申請等及び処分通知等のう
ち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用
する方法」を削り、「もの」を「もの 第 3 条及び第 4 条の規定」に改
め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する条例等の
規定において情報通信技術を利用する方法により行うべきこと又は
行うことができることが規定されているもの 第 5 条及び前条の規
定

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタ
ル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）

の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 25 号

尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 7 第 1 項に規定する普通地方公共団体の長等で市に属するもの（以下「市長等」という。）が市に対して損害賠償責任を負う場合において、その損害賠償責任を負う額が当該市長等に係る責任限度額（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額をいう。）を超えるときは、当該市長等が当該損害賠償責任に係る職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限り、その超える額について当該損害賠償責任を免除する。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、尼崎市教育委員会の教育長及び委員、尼崎市選挙管理委員会の委員並びに尼崎市監査委員 4
- (3) 尼崎市公平委員会、尼崎市農業委員会及び尼崎市固定資産評価審査委員会の委員、尼崎市消防長並びに尼崎市公営企業管理者 2
- (4) 市の職員（前各号に掲げる者を除く。） 1

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

地方自治法第 243 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、市長等の損害賠償責任の一部を免責するため、条例制定が必要であることから、

本案を提出する。

議案第 26 号

地方自治法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方自治法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

地方自治法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

(尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 28 年尼崎市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第 5 条の 2 在宅勤務等手当は、管理者が別に定める期間以上の期間において、1 箇月当たり平均 10 日を超えて、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が別に定める時間を除く。)の全部について、在宅勤務等(住居その他の場所で管理者が別に定めるものにおいて勤務することをいう。)を命ぜられた職員に対して支給する。

第 15 条第 1 項第 1 号中「地域手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

(尼崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市職員の給与に関する条例(昭和 32 年尼崎市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 12 条の 4 第 2 項第 2 号中「額(」の次に「次条第 1 項の規定により在宅勤務等手当が支給される職員及び」を加え、「のうち、1 箇

月」を「（1箇月」に、「職員に」を「職員に限る。）に」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第12条の5 市規則で定める期間以上の期間において、1箇月当たり平均10日を超えて、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市規則で定める時間を除く。）の全部について、在宅勤務等（住居その他の場所で市規則で定めるものにおいて勤務することをいう。）を命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。

第22条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

（尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年尼崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第4条第1項中「地域手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

（尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

第4条 尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例（令和元年尼崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地域手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

国家公務員に準じて、在宅勤務等手当を新設するため、条例制定が

必要であることから、本案を提出する。

議案第 27 号

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例について

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年尼崎
市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 20 号を第 21 号とし、第 14 号から第 19 号まで
を 1 号ずつ繰り下げ、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 公益財団法人全国市町村研修財団

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

本市職員を派遣することができる団体として「公益財団法人全国市
町村研修財団」を加えるため、条例改正が必要であることから、本案
を提出する。

議案第 28 号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「第 7 条第 3 項」を「第 7 条第 2 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「（教育職給料表の適用を受ける職員（以下「教育職員」という。）を除く。）」を削り、「オ」を「キ」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「又は第 2 項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 21 条の 4 第 1 項中「教育職員」を「教育職給料表の適用を受ける職員」に改める。

別表第 11 中オをキとし、エをカとし、ウをオとし、イの次にウ及びエとして次のように加える。

ウ 教育職給料表（一）降格時号給対応表

降格の日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	9	43	23	41
2	10	44	24	42
3	10	45	25	43
4	11	46	26	44
5	12	47	27	45
6	13	48	28	46

7	14	49	29	47
8	15	50	30	48
9	16	51	31	49
10	17	52	32	50
11	18	53	33	51
12	19	54	34	52
13	20	55	35	53
14	21	56	36	54
15	23	57	37	55
16	24	58	38	56
17	25	59	39	57
18	26	60	40	58
19	27	61	40	59
20	28	62	41	60
21	29	63	42	61
22	30	64	43	62
23	31	65	44	63
24	32	66	45	64
25	33	67	46	66
26	34	68	47	68
27	35	69	48	70
28	36	70	50	72
29	37	71	51	74
30	38	72	52	76
31	39	73	53	78
32	40	74	54	80
33	41	75	55	82
34	42	76	56	84

35	43	77	57	86
36	44	78	58	88
37	46	79	59	90
38	48	80	60	92
39	50	81	61	93
40	52	82	62	93
41	54	83	63	93
42	56	84	64	93
43	58	85	65	93
44	60	86	66	93
45	62	87	67	93
46	64	88	68	93
47	66	89	68	93
48	68	90	69	93
49	70	91	70	93
50	72	92	72	93
51	74	93	74	93
52	76	94	76	93
53	78	95	77	93
54	80	96	78	93
55	82	97	80	93
56	84	98	82	93
57	86	99	83	93
58	88	100	84	
59	90	101	86	
60	92	102	87	
61	94	103	89	
62	96	104	91	

63	98	105	94	
64	100	106	98	
65	102	107	102	
66	104	108	106	
67	106	109	110	
68	108	110	114	
69	112	112	118	
70	116	114	121	
71	120	115	121	
72	124	116	121	
73	130	117	121	
74	136	118	121	
75	142	119	121	
76	148	120	121	
77	150	122	121	
78	156	124	121	
79	164	125	121	
80	169	126	121	
81	169	127	121	
82	169	128	121	
83	169	130	121	
84	169	132	121	
85	169	134	121	
86	169	136	121	
87	169	138	121	
88	169	140	121	
89	169	142	121	
90	169	144	121	

91	169	145	121	
92	169	146	121	
93	169	147	121	
94	169	148		
95	169	149		
96	169	150		
97	169	152		
98	169	154		
99	169	155		
100	169	156		
101	169	157		
102	169	158		
103	169	159		
104	169	161		
105	169	162		
106	169	163		
107	169	165		
108	169	166		
109	169	167		
110	169	169		
111	169	169		
112	169	169		
113	169	169		
114	169	169		
115	169	169		
116	169	169		
117	169	169		
118	169	169		

119	169	169		
120	169	169		
121	169	169		
122	169			
123	169			
124	169			
125	169			
126	169			
127	169			
128	169			
129	169			
130	169			
131	169			
132	169			
133	169			
134	169			
135	169			
136	169			
137	169			
138	169			
139	169			
140	169			
141	169			
142	169			
143	169			
144	169			
145	169			
146	169			

147	169			
148	169			
149	169			
150	169			
151	169			
152	169			
153	169			
154	169			
155	169			
156	169			
157	169			
158	169			
159	169			
160	169			
161	169			
162	169			
163	169			
164	169			
165	169			
166	169			
167	169			
168	169			
169	169			

備考 この表は、教育職給料表（一）の適用を受ける職員について降格をさせた場合について適用する。

エ 教育職給料表（二）降格時号給対応表

降格の日の前日	降格後の号給
---------	--------

に受けていた号給	1 級	2 級
1	9	49
2	10	50
3	10	51
4	11	52
5	12	53
6	13	54
7	14	55
8	15	56
9	16	57
10	17	58
11	18	59
12	19	60
13	20	61
14	22	62
15	23	63
16	24	64
17	25	65
18	26	66
19	27	67
20	28	68
21	29	69
22	30	70
23	31	71
24	32	72
25	33	73
26	34	74

27	35	75
28	36	76
29	37	77
30	38	78
31	39	79
32	40	80
33	41	81
34	42	82
35	43	82
36	44	83
37	46	84
38	48	85
39	50	86
40	52	87
41	54	88
42	56	89
43	58	90
44	60	91
45	62	92
46	64	93
47	66	94
48	68	95
49	70	97
50	72	98
51	74	99
52	76	100
53	79	101
54	82	102

55	85	103
56	88	104
57	90	105
58	92	106
59	94	107
60	96	108
61	100	110
62	104	112
63	108	114
64	112	116
65	113	117
66	113	118
67	113	118
68	113	120
69	113	122
70	113	124
71	113	126
72	113	128
73	113	130
74	113	131
75	113	132
76	113	134
77	113	136
78	113	138
79	113	141
80	113	143
81	113	146
82	113	150

83	113	154
84	113	157
85	113	159
86	113	161
87	113	163
88	113	166
89	113	169
90	113	171
91	113	173
92	113	173
93	113	173
94	113	173
95	113	173
96	113	173
97	113	173
98	113	173
99	113	173
100	113	173
101	113	173
102	113	173
103	113	173
104	113	173
105	113	173
106	113	173
107	113	173
108	113	173
109	113	173
110	113	173

111	113	173
112	113	173
113	113	173
114	113	
115	113	
116	113	
117	113	
118	113	
119	113	
120	113	
121	113	
122	113	
123	113	
124	113	
125	113	
126	113	
127	113	
128	113	
129	113	
130	113	
131	113	
132	113	
133	113	
134	113	
135	113	
136	113	
137	113	
138	113	

139	113	
140	113	
141	113	
142	113	
143	113	
144	113	
145	113	
146	113	
147	113	
148	113	
149	113	
150	113	
151	113	
152	113	
153	113	
154	113	
155	113	
156	113	
157	113	
158	113	
159	113	
160	113	
161	113	
162	113	
163	113	
164	113	
165	113	
166	113	

167	113	
168	113	
169	113	
170	113	
171	113	
172	113	
173	113	

備考 この表は、教育職給料表(二)

の適用を受ける職員について降
格をさせた場合について適用す
る。

付 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

(説 明)

教育職員の降格に係る号給決定方法を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 29 号

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年尼崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 4 条ただし書中「は、閉園時刻を変更し、又は」を削り、「、若しくは」を「、又は」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「満 4 歳」を「満 3 歳（尼崎市立竹谷幼稚園、尼崎市立長洲幼稚園、尼崎市立武庫幼稚園、尼崎市立園和北幼稚園又は尼崎市立小園幼稚園に入園する者にあつては、満 4 歳）」に改め、同条第 2 項中「おいて、」の次に「教育委員会規則で定める日及び時間帯（」を加え、「が行われる日（以下「通常教育実施日」という。）における当該教育課程教育」を削り、「が終了した時以後」を「以外」に、「で教育委員会が別に定めるもの及び通常教育実施日以外の日（休園日を除く。以下同じ。）における教育委員会が別に定める時間帯」を「に限る。）」に改める。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 入園許可者（一時預かり保育許可を受けている者に限る。）は、その監護する園児に一時預かり保育を受けさせたときは、市長の承認を得て教育委員会規則で定める日までに、別表第 2 に定める保育料を納付しなければならない。

第 8 条第 3 項中「教育委員会は、」を「保育料は、市長の承認を得て」に改め、「と認める」を削り、「保育料」を「これ」に改め、同

条第4項ただし書中「その他」の次に「市長の承認を得て」を加え、「と認める」を削り、同条第5項中「入園許可者は」の次に「、市長の承認を得て教育委員会規則で定める日までに」を加え、「本市」を「市」に改め、「教育委員会規則で定める日までに」を削る。

第12条第4項第2号中「教育委員会規則で定める」を削る。

第14条中「は、」の次に「教育委員会規則で、又は市長の承認を得て」を加える。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

保育日区分	時間区分	保育料（園児1人1日につき）
通常教育実施日	早朝保育時間	100円
	通常保育時間	400円
	夕方保育時間	200円
通常教育実施日	午前保育時間	500円
以外の日	午後保育時間	600円

摘要

- 1 2以上の時間区分にわたって一時預かり保育を受けさせる場合における保育料の額は、それぞれの時間区分における保育料の額の合計額とする。
- 2 通常教育実施日において教育時間内に昼食の時間が設けられる場合については、通常教育実施日の項中「400円」とあるのは、「200円」とする。
- 3 通常教育実施日以外の日において早朝保育時間内に一時預かり保育を受けさせない場合については、通常教育実施日以外の日の中「500円」とあるのは、「400円」とする。
- 4 通常教育実施日以外の日において夕方保育時間内に一時預かり保育を受けさせない場合については、通常教育実施日以

外の日の項中「600円」とあるのは、「400円」とする。

備考

- 1 「通常教育実施日」とは、教育課程教育が行われる日をいう。
- 2 「早朝保育時間」とは、朝の時間帯で市長の承認を得て教育委員会規則で定めるものをいう。
- 3 「通常保育時間」とは、教育時間が終了した時以後夕方までの時間帯で市長の承認を得て教育委員会規則で定めるものをいう。
- 4 「夕方保育時間」とは、夕方以後の時間帯で市長の承認を得て教育委員会規則で定めるものをいう。
- 5 「午前保育時間」とは、午前の時間帯及び午後の一部の時間帯で市長の承認を得て教育委員会規則で定めるものをいう。
- 6 「午後保育時間」とは、午後の時間帯で市長の承認を得て教育委員会規則で定めるものをいう。

第2条 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「尼崎市立竹谷幼稚園、尼崎市立長洲幼稚園、」を削り、「、尼崎市立園和北幼稚園又は尼崎市立小園幼稚園」を「又は尼崎市立園和北幼稚園」に改める。

別表第1 尼崎市立竹谷幼稚園の項、尼崎市立長洲幼稚園の項及び尼崎市立小園幼稚園の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市立幼稚園の設置及び管理に關す

る条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の通常教育実施日（改正後の条例別表第2備考1に規定する通常教育実施日をいう。以下同じ。）以外の日を受けさせる一時預かり保育（改正後の条例第5条第2項に規定する一時預かり保育をいう。）に係る保育料について適用し、同日前の通常教育実施日以外の日を受けさせた一時預かり保育（第1条の規定による改正前の尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例第5条第2項に規定する一時預かり保育をいう。）に係る保育料については、なお従前の例による。

- 3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り、尼崎市立竹谷幼稚園、尼崎市立長洲幼稚園又は尼崎市立小園幼稚園に入園する者に係る改正後の条例第5条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「満4歳」とあるのは、「満5歳」とする。

（説 明）

尼崎市就学前教育ビジョンに掲げる取組の実施にあたり、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第30号

尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例について

尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立健康ふれあい体育館（以下「体育館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツ等に関する事業を実施することにより、スポーツの推進及び市民の健康の維持増進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するための施設として体育館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 体育館の名称及び位置は、次表のとおりとする。

名 称	位 置
尼崎市立武庫健康ふれあい体育館	尼崎市武庫元町3丁目14番1号

(事業)

第4条 体育館は、第2条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツの実技指導、研修等に関すること。
- (2) 運動、学習等を通じた市民の健康の維持増進に関すること。
- (3) スポーツ及び教養の向上の場の提供に関すること。
- (4) その他尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(利用時間等)

第5条 体育館の利用時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。た

だし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に体育館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(利用の許可等)

第6条 体育館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が適当と認める場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 体育館の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) 第4条各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。
- (4) その他体育館の管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 別表に定める施設に係る利用者（利用許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、同表に定める使用料を前納しなければならない。

2 使用料は、市長の承認を得て教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、これを減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長の承認を得て教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第8条 体育館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。
- (2) 体育館の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (3) その他教育委員会規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (4) その他教育委員会が体育館の管理上支障があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による利用許可の取消し又は条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第10条 自己の責めに帰すべき事由により体育館の施設又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(体育館の管理)

第11条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、教育委員会規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

第13条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、体育館の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 体育館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 体育館の管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第14条 教育委員会は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 利用許可、その取消しその他体育館の利用に関すること。

(3) 別表に定める施設の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。

(4) 体育館の施設及び付属設備の維持管理に関すること。

(5) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定に従い、体育館の管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理について必要な事項は、教育委員会規則で、又は市長の承認を得て教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第12条から第14条まで及び次項から付則第4項までの規定
公布の日

(2) 付則第5項の規定 教育委員会規則で定める日

(指定管理者の選定の特例等)

- 2 第12条及び第13条の規定にかかわらず、教育委員会は、当分の間、尼崎市立武庫健康ふれあい体育館の管理について、この条例の公布の際現に尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和45年尼崎市条例第28号)第7条の規定により指定管理者として尼崎市立武庫体育館の管理を行っている者で第13条各号に掲げる基準に照らして適当と認められるものを、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定により選定する場合は、指定管理者の指定を受けようとする者に指定管理者指定申請書及び事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を提出させるものとする。
- 4 教育委員会が付則第2項の規定により選定した者を指定管理者に指定した場合には、第14条中「前条」とあるのは、「付則第2項」として、同条の規定を適用する。

(準備行為)

- 5 利用許可の手続並びに使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定の例により行うことができる。

(尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和39年尼崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の表福喜園の項を削る。

(尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 7 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の表尼崎市立武庫体育館の項を削る。

別表2 フロア等の使用料中

「

尼崎市立中央体育館
尼崎市立小田体育館
尼崎市立立花体育館
尼崎市立武庫体育館
尼崎市立園田体育館
尼崎市立小田体育館
尼崎市立大庄体育館
尼崎市立立花体育館
尼崎市立武庫体育館

」

「

尼崎市立中央体育館
尼崎市立小田体育館
尼崎市立立花体育館
尼崎市立園田体育館
尼崎市立小田体育館
尼崎市立大庄体育館
尼崎市立立花体育館

」

を

に改める。

別表

区 分		使 用 料（1室につき）			
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
専 用 使 用 料	第1フロア	1時間につき2,570円（その合計額が7,700円を超えるときは、7,700円）	1時間につき3,150円	1時間につき4,600円	
	第2フロア	1時間につき370円（その合計額が1,100円を超えるときは、1,100円）	1時間につき500円	1時間につき700円	
	集会・ 娯楽室	全 面	1時間につき340円（その合計額が1,000円を超えるときは、1,000円）	1時間につき430円（その合計額が1,700円を超えるときは、1,700円）	1時間につき640円（その合計額が1,900円を超えるときは、1,900円）
		半 面	1時間につき170円（その合計額が500円を超えるときは、500円）	1時間につき220円（その合計額が850円を超えるときは、850円）	1時間につき320円（その合計額が950円を超えるときは、950円）
個人 使 用 料	集会・ 娯 楽 室	1人1日につき 60歳未満の者 260円 60歳以上の者 0円			
<p>摘要</p> <p>1 利用時間が1時間に満たないとき又は利用時間に1時間に満たない端数の時間があるときは、これらを1時間とする。</p>					

- 2 本市の区域内に住所を有しない者（本市の区域内に存する学校等に通学し、又は本市の区域内に勤務場所を有する者を除く。）（法人等にあつては、本市の区域内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、この表（摘要2及び3を除く。）に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。）とする。
- 3 営利活動を目的として利用する場合の使用料の額は、この表（摘要3を除く。）に定める額（摘要2の規定の適用を受ける場合は、当該規定により算定された額）に100分の200を乗じて得た額とする。

（説 明）

尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理を行うにあたり、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 1 号

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険条例（平成 1 2 年尼崎市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「、法第 7 9 条第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第 7 9 条の 2 第 4 項において準用する法第 7 9 条第 1 項の規定による当該指定の更新を受けようとする者」を削り、「第 1 1 5 条の 1 1 において」の次に「読み替えて」を加える。

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料等）

第 1 1 条の 2 法第 7 9 条第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第 7 9 条の 2 第 4 項において準用する法第 7 9 条第 1 項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者又は法第 1 1 5 条の 3 1 において準用する法第 7 0 条の 2 第 4 項において準用する法第 7 0 条第 1 項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第 2 の 2 に定める手数料を納付しなければならない。

別表第 1 中第 3 項及び第 4 項を削り、第 5 項を第 3 項とし、第 6 項を第 4 項とする。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 の 2

種 別	手 数 料
1 指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1 件につき 2 0 , 0 0 0 円

2 指定居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1 件につき 10,000 円
3 指定介護予防支援事業者の指定申請手数料	1 件につき 14,000 円
4 指定介護予防支援事業者の指定更新申請手数料	1 件につき 7,000 円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間に限り、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）附則第15条の規定による同法第13条の規定による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者（介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）の指定の申請に係るこの条例による改正後の尼崎市介護保険条例第11条の2の規定の適用については、同条中「法第115条の22第1項」とあるのは、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第13条の規定による改正後の法第115条の22第1項」とする。

(説 明)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の制定による介護予防支援の指定対象の拡大に伴い、条例改正が必要であることから、

本案を提出する。

議案第32号

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険条例（平成12年尼崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「39,655円」を「40,912円」に改め、同条第2号中「54,327円」を「61,593円」に改め、同条第3号中「59,483円」を「62,043円」に改め、同条第4号中「71,379円」を「80,925円」に改め、同条第5号中「79,310円」を「89,916円」に改め、同条第6号中「95,172円」を「107,900円」に改め、同号イ中「次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イ」を「以下この条」に、「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第7号中「103,103円」を「116,891円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第8号中「118,965円」を「134,874円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第9号中「134,827円」を「152,858円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第10号中「144,741円」を「170,841円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円」を「420万円以上520万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第11号中「154,655円」を「188,824円」に改め、同号ア中

「600万円以上800万円」を「520万円以上620万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第12号中「164, 568円」を「206, 807円」に改め、同号ア中「800万円以上1,000万円」を「620万円以上720万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第13号中「174, 482円」を「215, 799円」に改め、同号ア中「1,000万円以上1,200万円」を「720万円以上820万円」に改め、同号イ中「に該当する」を「、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する」に改め、同条第14号中「184, 396円」を「260, 757円」に改め、同号を同条第18号とし、同条第13号の次に次の4号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 224, 790円

ア 合計所得金額が820万円以上920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 233, 782円

ア 合計所得金額が920万円以上1,020万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 242, 774円

ア 合計所得金額が1,020万円以上1,120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 251,765円

ア 合計所得金額が1,120万円以上1,220万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）

第7条第4項中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イ」に改める。

付則に次の1項を加える。

（令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例）

17 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率に係る第5条の規定の適用については、同条第1号中「40,912円」とあるのは「25,627円」と、同条第2号中「61,593円」とあるのは「43,610円」と、同条第3号中「62,043円」とあるのは「61,593円」とする。この場合において、第7条第2項中「第5条」とあるのは、「第5条（付則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市介護保険条例第5条（同条例付則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和6年度以後の各年度における保険料率について適用し、令和5年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

（説 明）

令和6年度から令和8年度までの介護保険料率等の改定を行うため

条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 33 号

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 27 年尼崎市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「第 6 条の 3 第 7 項」を「第 6 条の 3 第 7 項第 1 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 34 号

尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市暴力団排除活動支援基金条例の一部を改正する条例について

尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市暴力団排除活動支援基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市暴力団排除活動支援基金条例の一部を改正する条例

(尼崎市暴力団排除条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の前文を加える。

私たちは、暴力団員による不当な行為の影響を受けず、安全で平穏な社会の中でこそ、個人の自由と権利が保護されるものであり、暴力団のいない中で、安全で平穏な生活を送り、及び事業活動等を行うことは、市民や事業者等全てのものの願いである。

我が国では、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律のもと、暴力団の排除に向けた取組が進められてきたものの、本市においては、古くは戦前から暴力団事務所が存在し、長い歴史の中で、度々抗争事件が発生するなど、安全で平穏な市民生活や事業活動等が脅かされてきた。

しかしながら、平成 30 年に暴力団の排除を目的とした市民団体が発足し、市民、事業者、警察及び市が協力して本市における暴力団の排除に取り組んできた結果、令和 4 年 9 月に本市内から全ての暴力団事務所がなくなり、暴力団の排除が大きく進んだ。

そこで、私たちは、今後においても、暴力団を利用しない、暴力団は必要ないという意志を強く示すとともに、本市内への暴力団の進出を許さない姿勢を貫き、暴力団の排除に関する活動を緩めることなく続けなくてはならない。

ここに、私たちは、本市内から暴力団を排除し、将来にわたり、市民生活や事業活動等が暴力団に脅かされることのない、安全で平穏な社会を実現するため、この条例を制定する。

第1条中「暴力団の排除に関する施策の基本的事項」を「暴力団事務所に関する規制その他の必要な措置」に、「当該」を「暴力団の排除に関する」に、「生活」を「生活等」に改める。

第2条第1号中「又は事業活動」を「、事業活動等」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 市民等 市民及び本市の区域内に事務所若しくは事業所を有し、又は本市の区域内で公共の利益を目的とした活動を行う個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）をいう。

第2条第5号及び第6号を削り、同条第4号ウ中「法人その他の団体（以下「法人等」という。）」を「法人等」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第3号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定による兵庫県公安委員会の指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体並びに国及び他の地方公共団体をいう。

第2条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 暴力団事務所 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する事務所をいう。

- (4) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。

第3条中「又は事業活動」を「、事業活動等」に、「こと並びに」を「こと、」に、「ことを」を「こと並びに暴力団事務所の存在を許さないことを」に、「生活の」を「生活等の」に改める。

第7条第1項中「第16条」を「第17条」に改める。

第18条を第25条とし、第17条を第18条とし、同条の次に次の6条を加える。

（審議会の設置）

第19条 第12条第2項又は第13条第3項の規定によりその権限

に属させられた事項その他暴力団の排除に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市暴力団排除推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織等）

第20条 審議会は、委員5人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。
- 6 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 7 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長及び副会長）

第21条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の招集等）

第22条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第23条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は当該者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(審議会の運営の委任)

第24条 第20条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を削り、第13条を第15条とする。

第12条中「(暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。)」を削り、「助言」の次に「、暴力団事務所の使用等の差止めの請求に要する費用等に対する助成」を加え、同条を第14条とする。

第11条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第12条 第7条から前条までの規定は、第1条の目的を達成するために必要と認められるときは、適用しない。

2 前項の規定の適用に当たっては、市長は、同項に規定するとき当該該当するかどうかについて、尼崎市暴力団排除推進審議会の意見を聴くものとする。

(暴力団事務所の運営の禁止等)

第13条 暴力団事務所は、本市の区域内において、これを運営してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して暴力団事務所が運営されているときは、その違反に係る暴力団事務所を運営する者に対し、当該暴力団事務所の運営を中止することを命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、尼崎市暴力団排除推進審議会の意見を聴くものとする。

- 4 市長は、第2項の規定による命令をするために必要があると認めるときは、警察本部長から必要な情報を収集し、又は暴力団員その他の関係者に対して報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 5 第2項の規定は、暴力団事務所が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第13条に規定する区域又は地域内で運営されている場合は、適用しない。
- 6 第1項の規定に違反して暴力団事務所が運営されている場合において、市の平穏な業務の遂行が違法に害されているときは、市は、市民等並びに兵庫県警察及び関係機関等と連携して、その違反に係る暴力団事務所の使用等の差止めの請求を行うものとする。
- 7 第2項及び前項に規定するもののほか、市は、暴力団事務所の排除に関して、市民等並びに兵庫県警察及び関係機関等と連携して、市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
本則に次の2条を加える。

（罰則）

第26条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第20条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者

（両罰規定）

第27条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第1号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（審議会の招集の特例）

2 最初に招集される審議会は、第22条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（尼崎市暴力団排除活動支援基金条例の一部改正）

第2条 尼崎市暴力団排除活動支援基金条例（平成31年尼崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市暴力団排除基金条例

第1条中「第12条の規定による支援（以下「支援」を「第2条第1号に規定する暴力団の排除（以下「暴力団排除」に、「尼崎市暴力団排除活動支援基金」を「尼崎市暴力団排除基金」に改める。

第2条の見出しを「（積立額）」に改め、同条第1号中「支援」を「暴力団排除」に改める。

第5条の見出しを「（運用益金の処理）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中尼崎市暴力団排除条例第11条の次に2条を加える改正規定（同条例第13条（第7項を除く。）に係る部分に限る。）及び同条例本則に2条を加える改正規定（同条例第26条第2号に係る部分を除く。）並びに次項の規定は、同年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の尼崎市暴力団排除条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第1項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の際現に運営されている暴力団事務所（改正後の条例第2条第3号に規定する暴力団事務所をいう。）については、適用しない。

3 この条例の施行の日から令和7年5月31日までの間における改正

後の条例第26条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。同年6月1日以後における同日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部改正)

4 次の各号に掲げる条例の規定中「第2条第4号」を「第2条第7号」に改める。

- (1) 尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年尼崎市条例第39号）第6条第1項第9号
- (2) 尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第50号）第3条第3項
- (3) 尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年尼崎市条例第51号）第2条第3項
- (4) 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第52号）第3条第3項
- (5) 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年尼崎市条例第53号）第2条第3項
- (6) 尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第54号）第2条第3項
- (7) 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）第3条第3項
- (8) 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例（平成26年尼崎市条例第28号）第3条第2項
- (9) 尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例（平成26年尼崎市条例第36号）第3条第2項

(10) 尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例（平成29年尼崎市条例第19号）第3条第1項第4号

（尼崎市企業投資活動促進条例の一部改正）

5 尼崎市企業投資活動促進条例（平成16年尼崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「同条第4号」を「同条第7号」に改める。

（尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部改正）

6 尼崎市公設地方卸売市場業務条例（平成18年尼崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項第4号中「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「同条第4号」を「同条第7号」に改める。

第13条第4項第2号中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

（説 明）

本市の暴力団の排除の意志と暴力団の進出を許さない姿勢を示し、「市内に二度と暴力団事務所を作らせない」「将来にわたって地域の安全・安心を確保していく」との考え方を体現するため、併せて、暴力団排除活動を促進するにあたり、柔軟に対応するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 35 号

尼崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

尼崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

尼崎市屋外広告物条例（平成 20 年尼崎市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「2 年以内」を「3 年を超えない範囲内」に改める。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（取付完了の届出）

第 12 条の 2 規則で定める広告物等について第 8 条又は第 18 条第 3 項の許可を受けた者は、当該許可に係る当該広告物等の取付けを完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第 13 条の見出しを「（変更等許可等）」に改め、同条第 1 項中「第 18 条第 3 項の許可」の次に「（この項に規定する変更等許可及び次項に規定する更新許可を含む。以下「この条例の規定による許可」という。）」を加え、「許可に」を「この条例の規定による許可に」に、「に変更を加え、又は」を「を変更し、又は当該この条例の規定による許可に係る」に、「変更等の許可」を「、その変更、改造又は移転についての市長の許可（以下「変更等許可」という。）」に改め、同条第 2 項中「第 8 条又は第 18 条第 3 項の許可」を「この条例の規定による許可」に、「当該許可の」を「当該この条例の規定による許可の」に、「更に継続して当該許可」を「引き続き当該この条例の規定による許可」に、「規則で定める期日までに許可の更新の申請をし、許可」を「当該この条例の規定による許可の更新についての市長の許可（以下「更新許可」という。）」に改め、同条第 3 項中「前 2 条」を「第 11 条から前条まで」に、「第 1 項の変更等の許可」を「変更等許可」に改め、同条第 4 項中「及び前 2 条」を「、第 11 条及び第 12 条」に、「第 2 項の

許可の更新」を「更新許可」に、「許可の更新」を「第13条第2項に規定する更新許可」に、「許可に」を「同条第1項に規定するこの条例の規定による許可に」に改める。

第15条第1項第7号中「うち、市長が指定する区域」を「区域（市長が指定する区域に限る。）」に改め、同条第2項及び第3項中「区域又は地域若しくは」を「その指定に係る区域、地域又は」に改める。

第18条第1項中「第2号」を「第5号」に、「規則で定めるところにより市長に届け出た」を「市長の認定を受けた」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 市が所有し、又は管理する土地又は建物その他の物件（以下「市所有土地等」という。）に表示し、又は設置する広告物等（自家用広告物等又は管理用広告物等に該当するものを除く。以下この号において同じ。）で、当該広告物等に係る広告料として市（当該広告物等の表示又は設置に係る市所有土地等を管理する権限を有するものとして市長その他の市の機関が指定するものを含む。）に支払われる金銭が当該市所有土地等の維持管理その他の市長が別に定める公益的な取組の実施に要する費用に充てられるもの

第18条第2項中「（第9号に掲げる広告物等にあつては、規則で定めるところにより市長に届け出たものに限る。）」を削り、同条第3項中「市長の」を「の市長の」に改め、同項に次の1号を加える。

- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体で、市長の登録を受けたもの（以下この号において「登録団体」という。）が表示し、又は設置する広告物等（自家用広告物等又は管理用広告物等に該当するものを除く。以下この号において同じ。）で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 当該広告物等に係る広告料として当該登録団体に支払われる金銭が、当該登録団体による地域における公益的な取組（市長が別

に定めるものに限る。)の実施に要する費用に充てられること。

イ 規則で定める基準に適合すること。

第19条第1項中「第8条又は第18条第3項の許可(第13条第1項の変更等の許可及び同条第2項の許可の更新を含む。以下「」を削り、「」という。)を」を「を」に、「、第14条」を「、同条」に改め、同条第2項及び第3項中「第14条」を「同条」に改める。

第20条第1項中「係る広告物等」の次に「(以下この条において「許可広告物等」という。)」を加え、「者は」を「者(以下この条において「許可広告物表示者等」という。))は、その表示又は設置に係る許可広告物等について」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次のいずれかに該当する許可広告物等については、その管理に係る広告物等管理者は、当該号に定める者でなければならない。

(1) 規則で定める許可広告物等 規則で定める資格を有する者

(2) 本市の区域内に住所、事業所又は営業所を有しない許可広告物表示者等が表示し、又は設置する許可広告物等 当該許可広告物等を表示し、又は設置する場所に1時間以内に到達することができる区域として市長が適当と認める区域内に住所又は勤務場所を有する者

第20条第3項中「この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、」を「許可広告物表示者等は、第1項の規定により」に、「その」を「、その」に改め、同条第4項中「この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者」を「許可広告物表示者等」に、「新たに当該広告物等を表示し、又は設置する者」を「その表示又は設置に係る許可広告物等について新たに許可広告物表示者等」に、「その」を「、その」に改め、同条第5項中「この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者及び」を「許可広告物表示者等及び第1項の規定により当該許可広告物表示者等が置いた」に、「(広告物等を表示し、又は設置する者)」を「(許可広告物表示者等)」に、「その旨」を「、その旨」に改め、同条第6項中「この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は」を「許可広告物表示者等又は第1項の規定により当該許可広告物表

示者等が置いた」に、「当該広告物等」を「その表示、設置又は管理に係る許可広告物等」に、「その」を「、その」に改める。

第 2 1 条中「広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、当該」を「第 1 項に規定するもののほか、広告物表示者等は、その表示、設置又は管理に係る」に改め、同条を同条第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

広告物等を表示し、若しくは設置する者又は前条第 1 項の規定により当該者が置いた広告物等管理者（以下この条において「広告物表示者等」という。）は、市長が別に定めるところにより、その表示、設置又は管理に係る広告物等の劣化及び損傷の状況についての点検を行わなければならない。

2 規則で定める広告物等に限り、前項の規定による点検は、広告物表示者等が規則で定める資格を有していないときは、これを当該資格を有する者に行わせなければならない。

第 4 2 条第 1 項第 2 号中「（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）」を削る。

第 5 2 条第 1 号中「第 1 3 条第 2 項の許可の更新」を「更新許可」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に限り、この条例による改正後の尼崎市屋外広告物条例第 2 1 条第 2 項の規定の適用については、同項中「行わせなければ」とあるのは、「行わせるよう努めなければ」とする。

（説 明）

屋外広告物を活用した自主財源の確保及び地域ににぎわいの創出等

を実現するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 36 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「の規定」を「又は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の規定」に改め、同条第 9 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第 1 第 5 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表に次の 1 項を加える。

52 建築基準法施行令第 137 条の 12 第 6 項又は第 7 項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 1 件につき 27,000 円

別表第 9 第 1 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第６９号）等の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 37 号

尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例及び尼崎市ＪＲ塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例及び尼崎市ＪＲ塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例及び尼崎市ＪＲ塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 138 条第 3 項第 5 号」を「第 138 条第 4 項第 5 号」に改める。

- (1) 尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 19 年尼崎市条例第 17 号）第 3 条第 1 項
 - (2) 尼崎市ＪＲ塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 26 年尼崎市条例第 30 号）第 3 条第 3 項
- 付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 280 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第38号

尼崎市道意町7丁目中地区地区計画の区域内における建築物
の制限に関する条例について

尼崎市道意町7丁目中地区地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市道意町7丁目中地区地区計画の区域内における建築物
の制限に関する条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、令和5年尼崎市告示第577号に定める道意町7丁目中地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域（以下「適用区域」という。）内における建築物の用途及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(建築物の用途)

第2条 適用区域内においては、法別表第2（る）項第1号及び第2号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ、尼崎市建築審査会の意見を聴かななければならない。

(壁面の位置の制限)

第3条 適用区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）は、地区計画に定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、建築物又は建築物の部分で次のいずれかに該当するものの外壁等については、この限りでない。

(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの

(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第4条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における第2条第1項の規定の適用については、当該敷地の過半が適用区域内に属するときは当該敷地の全部について同項の規定を適用し、当該敷地の過半が適用区域外に属するときは当該敷地の全部について同項の規定は適用しない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(3) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(説 明)

尼崎市道意町7丁目中地区地区計画の実現を図るため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 39 号

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

尼崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年尼崎市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900 円」を「9,100 円」に改める。

別表第 1 中「12,440 円」を「12,500 円」に、「13,320 円」を「13,350 円」に、「10,670 円」を「10,800 円」に、「11,550 円」を「11,650 円」に、「8,900 円」を「9,100 円」に、「9,790 円」を「9,950 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）で同日以後の期間に係るものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

(説 明)

非常勤消防団員等に係る補償基礎額の改定を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第40号

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例

尼崎市火災予防条例（昭和37年尼崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第30条の3第2項」の次に「、第38条第1項第1号」を加える。

第38条第1項各号を次のように改める。

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、その延べ面積が、次に掲げる防火対象物の区分に応じ当該アからウまでに定める面積以上のもの

ア 特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この号において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この号において同じ。）の仕上げを難燃材料とした防火対象物 3,000平方メートル

イ 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物（アに該当するものを除く。）及び建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物 2,000平方メートル

ウ ア及びイのいずれにも該当しない防火対象物 1,000平方メートル

(2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（次のいずれかに該当する防火対象物を除く。）

ア 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又は建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部が不燃材料で造られている防火

対象物で、地階を除く5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（当該部分の全部の用途が共同住宅である場合にあっては、200平方メートル）以下であるもの

イ 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物で、地階を除く5階以上の階の部分が床面積の合計100平方メートル（当該部分のうち共同住宅の住戸である部分にあっては、200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているもの

第38条第2項中「前項に規定する」を「その設置に係る」に、「又はその部分である」を「の用途に供される」に、「当該防火対象物又はその」を「当該用途に供される」に改め、同条第3項中「階数が5以上の階」を「5階以上の各階」に、「を設け」を「を設けることを要し」に、「5以上の各階」を「各階」に、「5以上のいずれの階においてもその階に設ける」を「各階において」に、「とした場合に、20分間」を「ならば20分間連続して」に、「できる」を「できることとなる」に改める。

第40条第1項第1号から第3号までの規定中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第3項中「より」の次に「防火対象物でその」を加え、「当該防火対象物の」を削り、「ものにあつては」を「防火対象物にあつては、」に、「の防火対象物」を「であるもの」に、「部分と」を「部分及び」に改め、「警戒区域」の次に「（同条第2項第1号に規定する警戒区域をいう。）」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

消防法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第7号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 1 号

尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市消防関係事務手数料条例（平成 1 2 年尼崎市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項の(5)ア中「1, 1 8 0, 0 0 0 円」を「1, 4 5 0, 0 0 0 円」に改め、同項の(5)イ中「1, 4 1 0, 0 0 0 円」を「1, 7 2 0, 0 0 0 円」に改め、同項の(5)ウ中「1, 5 9 0, 0 0 0 円」を「1, 9 2 0, 0 0 0 円」に改め、同項の(5)エ中「1, 9 5 0, 0 0 0 円」を「2, 3 6 0, 0 0 0 円」に改め、同項の(5)オ中「2, 2 7 0, 0 0 0 円」を「2, 7 4 0, 0 0 0 円」に改め、同項の(5)カ中「4, 5 5 0, 0 0 0 円」を「5, 6 4 0, 0 0 0 円」に改め、同項の(5)キ中「5, 8 2 0, 0 0 0 円」を「7, 2 4 0, 0 0 0 円」に改め、同項の(5)ク中「7, 0 7 0, 0 0 0 円」を「8, 7 9 0, 0 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市消防関係事務手数料条例別表 3 の項（(5)に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る手数料について適用し、同日前の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和５年政令第３４７号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第42号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和6年2月21日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|-------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること |
| 2 | 契約の期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 3 | 契約の金額 | 10,000,000円を上限とする額 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い |
| 6 | 契約の相手方 | 大阪市西淀川区姫里3丁目11番30号
公認会計士 池 田 学 |

(説明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第252条の36の規定により、本案を提出する。

議案第43号

指定管理者の指定について

総合老人福祉センター、鶴の巣園、千代木園、福喜園及びワークセンター和楽園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和6年2月21日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 施設の名称及び位置

- (1) 総合老人福祉センター 尼崎市東難波町4丁目9番25号
- (2) 鶴の巣園 尼崎市東園田町6丁目91番地の2
- (3) 千代木園 尼崎市稲葉荘2丁目24番5号
- (4) 福喜園 尼崎市南武庫之荘1丁目7番20号
- (5) ワークセンター和楽園 尼崎市東大物町1丁目1番3号

- 2 指定管理者 尼崎市南武庫之荘3丁目24番5号
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
理事長 松 原 一 郎

3 指定期間

- (1) 1に掲げる(1)の施設
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 1に掲げる(2)及び(5)の施設
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 1に掲げる(3)の施設
令和6年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 1に掲げる(4)の施設
令和6年4月1日から令和6年11月30日まで

(説 明)

総合老人福祉センター、鶴の巣園、千代木園、福喜園及びワークセンター和楽園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の

2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 4 4 号

工事請負契約について

休日夜間急病診療所新築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 休日夜間急病診療所新築工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市西難波町 6 丁目 1 番地の 2
工事概要 新築工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 5 1 0 , 4 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 5 番 1 1 号
宮崎建設株式会社
代表取締役社長 宮 崎 健 一 |

(説 明)

休日夜間急病診療所新築工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	休日夜間急病診療所新築工事 鉄骨造 平屋建て 1棟 延べ面積 1,032.01平方メートル 市役所第2駐車場改修工事 外構工事

議案第 4 5 号

訴えの提起について

不当利得返還請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

1 事 件 名 不当利得返還請求事件

2 裁 判 所 尼崎簡易裁判所

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 眞

被 告

[Redacted]

4 事件の概要

原告本市は、令和 2 年 5 月、被告 [Redacted] に対してテナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを行ったが、被告は、虚偽の申請により貸付金を不正に受給したため、被告に対し、当該貸付金のうち未償還額及びその利息に相当する金額の支払を所定の期限内に行うように求めたが、被告はこれに応じないので、当該未償還額相当額の返還及びその遅延利息の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

- 5 訴訟方法等 控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更
その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。